

○厚生労働省告示第百六十号
 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第二条の規定に基づき、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二十一条の規定に基づき、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第一から様式第三までに規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十四年三月二十六日

様式第一から様式第三までを次のように改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

様式第一

平成 年 月分 訪問看護療養費請求書

別記殿 _____

ステーションコード _____

訪問看護ステーションの所在地及び名称 _____

指定訪問看護事業者氏名 _____

下記のとおりに請求します。 平成 年 月 日 印

区 分	件数	日数	金額	負担金額
医療保険 (70以上一般・低所得) と公費の併用				
医療保険単独 (七〇以上低所得)	01 (政)			
	02 (船)	職務上		
		職務外		
	03 (日)			
	04 (日特)			
	31~34 (共)	下船3月		
		一般		
	06 (組)			
	63・72~75 (退)			
	小計			
医療保険 (70以上7割) と公費の併用				
医療保険単独 (七〇以上七割)	01 (政)			
	02 (船)	職務上		
		職務外		
	03 (日)			
	04 (日特)			
	31~34 (共)	下船3月		
		一般		
	06 (組)			
	63・72~75 (退)			
	小計			
医療本人と公費の併用				
医療保険単独 (本人)	01 (政)			
	02 (船)	職務上		
		職務外		
	03 (日)			
	04 (日特)			
	31~34 (共)	下船3月		
		一般		
	06 (組)			
	07 (自)			
	63・72~75 (退)			
小計				
医療家族と公費の併用				
医療保険単独 (家族)	01 (政)			
	02 (船)			
	03 (日)			
	04 (日特)			
	31~34 (共)			
	06 (組)			
	63・72~75 (退)			
	小計			
医療 (6歳) と公費の併用				
医療保険単独 (六歳)	01 (政)			
	02 (船)			
	03 (日)			
	04 (日特)			
	31~34 (共)			
	06 (組)			
	63・72~75 (退)			
	小計			
① 合計				

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。